

ふじのくに F C V 普及促進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 静岡県内における燃料電池自動車（F C V）の普及及び水素ステーションの整備の効果的な促進を図るため、ふじのくに F C V 普及促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 燃料電池自動車（F C V）の普及促進
- (2) 水素ステーションの整備促進
- (3) その他、燃料電池自動車（F C V）の普及及び水素ステーション整備の促進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会員及びオブザーバーをもって組織する。

2 会員は別表第1に掲げる法人等が指名する者、オブザーバーは別表第2に掲げる法人等が指名する者をもって充てる。

3 協議会の会員になろうとする者は、協議会の承認を得るものとする。

4 協議会に、会長を置く。

5 会長は、静岡県経済産業部長をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課がその任に当たるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。

別表第1

<企 業>

伊豆箱根バス株式会社、岩谷産業株式会社、ENEOS株式会社、
遠州鉄道株式会社、遠州トラック株式会社、サーラエナジー株式会社、
佐川急便株式会社、CJPT株式会社、静岡ガス株式会社、静岡鉄道株式会社、
しずてつジャストライン株式会社、ジヤトコ株式会社、新東海製紙株式会社、
スズキ株式会社、鈴与商事株式会社、西濃運輸株式会社、
株式会社TOKAIホールディングス、東海自動車株式会社、
トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、日本エア・リキード合同会社、
一般社団法人日本自動車販売協会連合会静岡県支部、
日本水素ステーションネットワーク合同会社、株式会社ハマキョウレックス、
浜名梱包輸送株式会社、富士急行株式会社、本田技研工業株式会社、
ヤマト運輸株式会社、ヤマハ発動機株式会社

<行 政>

静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、
磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、
御前崎市、菊川市、牧之原市、南伊豆町、函南町、清水町、長泉町、川根本町

別表第2

<オブザーバー>

経済産業省製造産業局自動車課、
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部水素・アンモニア課、
経済産業省関東経済産業局、国土交通省中部運輸局、中日本高速道路株式会社、
次世代自動車センター浜松、一般社団法人静岡県トラック協会、
一般社団法人静岡県バス協会